

◆ 名簿作成から平常時の避難支援等関係者への名簿情報の提供までの流れ

名簿に掲載されるのは、生活の基盤が施設等ではない高齢者、障害者などの要配慮者のうち、災害時等の避難行動に特に支援が必要な以下の方々です。

